

令和 2 年 7 月 1 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事 業 者 指 導 担 当 課 長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第 12 報）」における本市の取扱いについて【第 2 報】（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（以下「第 12 報」という。）に関する本市の取扱いについて、令和 2 年 6 月 9 日付け 02 静保健介第 1212 号にて通知したところです。

当該取扱いについて、問い合わせが多数寄せられていることから、具体的な運用を別紙のとおり示しますので、御確認をお願い致します。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものであり、今後、厚生労働省等からの通知や状況の変化等により変更する場合がありますことを申し添えます。

【関係通知】

○令和 2 年 6 月 9 日付け 02 静保健介第 1212 号

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」における本市の取扱いについて（通知）

○令和 2 年 6 月 1 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）【介護保険最新情報 Vol. 842】

○令和 2 年 6 月 15 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）【介護保険最新情報 Vol. 847】

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

電 話：054-221-1088（事業者指導第 1 係 地域密着型サービス）

054-221-1377（事業者指導第 2 係 居宅サービス）

F A X：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」における本市の取扱いについてQ&A

問1 利用者全員から一律に同意が得られない場合は、第12報の算定方法を適用することができないのか。

答1 第12報の算定方法は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応を適切に評価する観点から介護報酬を算定することを可能とされたものであり、同意が得られた利用者についてのみ、適用することができます。

したがって、必ずしも利用者全員について、一律に適用できるものではなく、適用の可否は利用者ごと判断されるものです。

なお、当該算定方法を適用する場合には、事前に利用者の説明し、利用者ごとに同意を得てください。

問2 利用者の同意は、書面により行わなければならないのか。

答2 利用者への請求金額が変更になること等を鑑み、書面により説明・同意を得ることが望ましいです。そして、同意書には、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日等を記載し、同意の署名を得てください。

なお、書面によらない場合にも、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日、同意した者の氏名等について記録を残してください。

問3 利用者の同意は、事前に得なければならないのか。

答3 算定を行う場合は、サービス提供前に説明を行った上で、利用者の同意を得ることが望ましいです。

ただし、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、給付請求前までに同意を得られれば、算定を可能とします。

問4 介護サービス事業所と介護支援専門員との連携とは、具体的にどのようなものなのか。

答4 具体的な連携内容は、利用者ごと状況に応じて判断されるべきものですが、利用者の氏名、利用者の状態、同意の有無、適用日（又は適用日数）等について、介護サービス事業所と介護支援専門員との間で共有されている必要があります。

問5 第12報による算定を行うにあたり、上乗せされる利用料について、利用者の負担額を事業所が負担する（利用者に請求しない）、又は値引きする等の対応が可能か。

答5 上乗せされる利用料について、利用者の負担額を事業所が負担する（利用者に請求しない）、又は値引きする等の対応は認められません。第12報による算定を行う場合は、利用者に追加で利用料が生じることを説明し、同意を得てください。

問6 通所系サービス事業所において、2区分上位の報酬を算定できるとされているが、区分支給限度基準額を鑑み、事業所の判断により、最大数より少ない回数で請求することや1区分上位の報酬区分で算定するといった取扱いは可能か。

答6 可能です。

ただし、上記の取扱いを適用する場合は、担当の介護支援専門員と事前に調整してください。また、利用者ごとに上乗せされる利用料が異なることになるため、利用者に対し、丁寧な説明を行って下さい。

問7 短期入所系サービス事業所が第12報による算定を行うにあたり、加算の算定に係る届出等の提出が必要か。

答7 短期入所系サービス事業所の届出等の提出は、必要ありません。

問8 短期入所系サービス事業所が第12報による算定を行うにあたり、利用者が連続して30日を超えてサービスを受けている場合における「自費利用」の日数を算定の基礎に含めてよいか。

答8 第12報による算定を行うにあたり、自費利用等の保険請求を行わない日数について、算定の基礎に含めることはできません。